



デジタルノマドビザ - 外国人に対する台湾滞在誘致の新政策

制度の紹介

近年台湾政府は、台湾の観光と消費を促進するため、外国籍人員の台湾への誘致及び外国籍人員の台湾長期滞在を進めています。これを受けて国家発展委員会は2024年12月31日に、「外国人の台湾でのデジタルノマドビザ資格申請審査処理要点」を公布しました。

関連要件を満たす外国籍人員は、台湾での就労許可申請をせず(台湾国内の事業単位又は雇用主における役務提供をせず)、外交部又は在外大使館等で3か月かつ数次有効のデジタルノマド滞在ビザの発給を申請することができます。また、滞在継続の必要がある場合、3ヶ月の滞在期間満了前に、出国せずに内政部移民署に延長を申請することができます。一回の総滞在期間は最長6ヶ月です。

適用方法

申請者は「台湾のビザ免除待遇国」の国民であり、他国のデジタルノマドビザ証明書を保有している、又は一定の年齢と給与の要件(30歳以上で最近2年間のうちいずれか1年の年収が4万米ドルに達する、または20歳以上30歳未満で最近2年間のうちいずれか1年の年収が2万米ドルに達する)を満たす必要があります。

その他、申請時にはリモートワーク証明書、最近6ヶ月以内の預金証明書及び台湾滞在期間の計画説明表などの関連書類を添付する必要があります。また、申請者は台湾国外において、台湾の駐外大使館等にて申請します。但し、申請者がビザなしで台湾入国している場合、またはすでに延長不可の停留ビザにより入国している場合は、滞在期限満了の10営業日前までに外交部領事事務局又は外交部の各オフィスにて申請することができます。

税務上の留意事項

デジタルノマド滞在ビザ申請者の1課税年度内の台湾滞在日数が90日を超える場合、所得税法第8条第3号の規定により、台湾源泉所得については、源泉徴収義務者が源泉税を徴収する必要があります。台湾源泉徴収の範囲外の所得(台湾国内での役務提供に対し国外雇用主から支払われる役務報酬を含む)については、台湾出国前に規定の源泉徴収率によ申告納税する必要があります。

KPMG の見解

デジタルノマド滞在ビザは、ビザの規定においては比較的柔軟性があり(例えば、滞在期間を直接延長することができる)、リモートワーカーにとって便利な選択肢の一つです。しかしながら、外国籍人員がデジタルノマド滞在ビザを保有し台湾に滞在する期間中に台湾国内の事業単位又は雇用主に対して役務提供をする必要がある場合は、依然として就労許可を取得しなければならず、その適用資格にはまだいくつかの制限があります。

外国籍人員のデジタルノマドビザの申請を検討する際には、当該者の資料及び背景を詳細に確認し、特に台湾での台湾国内企業への役務提供の有無に注意する必要があります。

作者

国際人事サービス

パートナー 丁英泰



KPMG Taiwan Network

台北事務所

主要聯絡人

台北市 110615 信義區
信義路 5 段 7 號 68 樓

T +886 2 8101 6666 (代表)

F +886 2 8101 6667

新竹事務所

新竹市 300091 東區
科學園區展業一路 11 號

T +886 3 579 9955

F +886 3 563 2277

台南事務所

台南市 700002 中西區
民生路 2 段 279 號 16 樓

T +886 6 211 9988

F +886 6 6229 3326

台中事務所

台中市 407059 西屯區
文心路二段 201 號 7 樓

T +886 4 2415 9168

F +886 4 2259 0196

高雄事務所

高雄市 801647 前金區
中正四路 211 號 12 樓之6

T +886 7 213 0888

F +886 7 271 3721

Contact us

Partner

林 琇宜

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:02587

E slin1@kpmg.com.tw

友野 浩司

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:06195

E kojitomono@kpmg.com.tw

蔡 文惠

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:00584

E etsai@kpmg.com.tw

陳 彥富

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:02909

E byronchen@kpmg.com.tw

柯 有聰

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:16592

E jasonko1@kpmg.com.tw

記帳部門

記帳代行、個人所得稅、給与計算等

田中 杏奈

マネジャー

T +886 2 8101 6666 內線:14617

E annatanaka@kpmg.com.tw

登記部門

会社設立、VISA申請

李 美儀

協理

T +886 2 8101 6666 內線:02340

E migilee@kpmg.com.tw

日本人顧問

平野 健史

T +886 2 8101 6666 內線:19794

E thirano1@kpmg.com.tw

宇賀神 卓也

T +886 2 8101 6666 內線:22374

E takuyaugajin@kpmg.com.tw

kpmg.com/tw/jp

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

© 2024 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Public

発行責任者：陳彥富統括 / KPMG台湾

